

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第5区分
 【発行日】令和6年3月5日(2024.3.5)

【公開番号】特開2022-101622(P2022-101622A)
 【公開日】令和4年7月6日(2022.7.6)
 【年通号数】公開公報(特許)2022-122
 【出願番号】特願2022-68864(P2022-68864)
 【国際特許分類】

D 2 1 H 11/18(2006.01)

10

D 2 1 H 15/02(2006.01)

【F I】

D 2 1 H 11/18

D 2 1 H 15/02

【手続補正書】

【提出日】令和6年2月22日(2024.2.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

セルロースナノファイバーと、パルプとを含有する紙であって、
原紙層の上にセルロースナノファイバーおよび澱粉を含有するクリア塗工層を備え、
前記クリア塗工層の塗工量が $0.05 \sim 3 \text{ g/m}^2$ であり、
 当該セルロースナノファイバーが、絶乾重量に対して $1.35 \sim 3.0 \text{ mmol/g}$ の
 カルボキシル基を有する、
 印刷用紙。

30

【請求項2】

前記紙が単層または多層の原紙層を備え、その少なくとも一層が前記セルロースナノフ
ァイバーを含む、請求項1に記載の印刷用紙。

【請求項3】

前記セルロースナノファイバーが、濃度 1% (w/v) の水分散液としたときに 250
 $0 \text{ mPa}\cdot\text{s}$ を超え $7000 \text{ mPa}\cdot\text{s}$ 以下のB型粘度 (60 rpm 、 20) を与える
、請求項1または2に記載の印刷用紙。

【請求項4】

前記セルロースナノファイバーが、絶乾重量に対して 2.5 mmol/g 以下のカルボ
キシル基を有する請求項1～3のいずれかに記載の印刷用紙。

40

【請求項5】

前記セルロースナノファイバーが $2 \sim 30 \text{ nm}$ の平均繊維径を有する、請求項1～4の
いずれかに記載の印刷用紙。

【請求項6】

請求項1～5のいずれかに記載の印刷用紙の製造方法であって、
(1) N-オキシル化合物、および(2)臭化物、ヨウ化物およびこれらの混合物から
なる群から選択される化合物の存在下で、セルロース系原料を、酸化剤を用いて酸化して
酸化されたセルロースを調製する工程、
当該酸化されたセルロースを湿式微粒化処理してセルロースナノファイバーを調製する
工程、

50

当該セルロースナノファイバー及び澱粉を含む液を調製する工程、ならびに
当該液を原紙の片面または両面に塗工または含浸または噴霧する工程、を備える、印刷
用紙の製造方法。

10

20

30

40

50